

# 第 122 回江東区都市計画審議会議事録

( 開催日 : 平成 22 年 7 月 30 日 ( 金 ) )

作成担当 : 都市整備部都市計画課

開催日時	平成22年7月30日(金) 午後2時 (午後4時00分終了)	
開催場所	江東区議会全員協議会室	
議題	1 有明北地区の都市計画について(諮問事項) 2 江東区都市計画マスタープランの改定について(報告事項)	
会議進行の概要	1 開会 2 区長挨拶 3 委員・幹事紹介 4 会長選出 5 会長代理選出	6 諒問事項説明 7 審議(質疑・応答) 8 まとめ・採決 9 報告事項説明・審議(質疑) 10 閉会
出席者 (敬称略・順不同)	苦瀬 博仁、島田 正文、篠崎 道彦、松本 みどり、大森 宣暁、星野 博、佐藤 信夫、柴田 幸雄、小嶋 和芳、大家 弘道、徳永 雅博、正保 幹雄、赤羽目 民雄、中島 高志、伊勢 松男、唐川 和夫、竹口 友章、岩崎 孝一、築比地 迪江、飯田 太郎	
傍聴人	4名	
配布資料	資料1. 有明北地区の都市計画について 資料2. 江東区都市計画マスタープランの改定について	
審議経過	諮問事項1は、賛成多数により妥当とされた。	

## 午後2時00分開会

○事務局（都市整備部長） 定刻となりました。大変お待たせいたしました。都市整備部長の出口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、何かとご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、第122回江東区都市計画審議会を開会させていただきたいと存じます。お手元に配付の次第に沿いまして、本審議会を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は委員の2分の1以上の出席が認められますので、本審議会は定足数に達しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは、初めに、山崎江東区長からごあいさつを申し上げます。

○区長

ごあいさつを申し上げます。

本審議会の委員の皆様におかれましては、このたび、委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。皆様には、日ごろより本区のまちづくりに対しまして、深いご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げますとともに、本区の都市計画が円滑に、また、適正に推進できますよう、この席をおかりして、皆様の特段のご尽力を引き続きお願いする次第でございます。

さて、本区の都市計画審議会は、昭和54年の発足以来、30年を越え、今回は122回目の審議を迎えております。その間、平成12年の法改正による区の自治権の拡充により、区の都市計画の権限も徐々に強化され、本審議会も正式に法律上の機関として位置づけられているところでございます。

また、本区のまちづくりの歴史にも、さまざまな変遷がございました。かつての公害や地盤沈下、ごみ問題などの暗いイメージも一新され、水辺を生かした計画的なまちづくりが推進され、都市としての機能も充実してまいりました。

特に、私自身思うんですが、江東区の戦後の歴史を見ますと、私が一番関心を持って感銘したのは、江東区の小中学校の校歌

の変遷であります。昭和30年代から区立の各小中学校は校歌ができまして、その校歌を全部見ますと、約3分の1の小中学校がその時代の江東区の風景をうたっております。皆さん、一度、学校要覧を見ていただくと、ありがたいと思うのですが。

私は三砂中の卒業なんですが、何と私の中学校の校歌の1番は、「クレーンの林の中、ごうごうと工場が鳴る。ぼくたちの、わたしたちの、学校のこれが誇り」。これが私の中学校の校歌です。「クレーンの林の中、ごうごうと工場が鳴る」というんですね。そのほかに、あちこちの大島も、あるいは深川のほうもそうなんですが、「サイレンの音」とか「エンジンの音、ごうごうと」とか、それから、「都の東、名も高き、工場地帯大島に」とか「鉄打つ響き」とか、そういう歌詞が校歌の中にたくさん出てくるんです。

ところが、昭和60年前後にできた、最近では新しい江東区の中学校で第二南砂中学校、これは仙台堀川と横十間川の交差するところに建っている学校ですが、昭和60年ごろだったでしょうか、できた校歌、これは「水と緑のさわやかな」、こういう歌詞が入ってくるんです。ですから、昭和30年代にできた校歌の歌詞と昭和60年代にできた学校の歌詞がこれだけ違う。ということは、江東区は、昔の公害や地盤沈下やごみ問題など、そうしたころの姿と、今日の姿がこれほど変わっているというのは、校歌を比べて見ると、非常によくわかった。

それにも増して、今、平成22年となると、「水と緑のさわやかな」という、昭和60年代の歌詞とまた大きく変わって、これからは有明の小中学校も来年開校いたしますが、果たして、この学校はどんな校歌をつくるのかなと、そんな思いをいたしておりまして、江東区のこの歴史というか、この変遷を如実に物語るものではないかと思って、ちょっとお話をさせていただいたわけでございます。

最近の状況を見ましても、豊洲などの南部地域での開発が進みまして、豊洲一丁目から三丁目は大型施設の開業によりまちのにぎわいが増し、全国からも大変注目を集めております。我々は「豊洲(→)」とこう言うんですが、このごろの若い人

は「豊洲(→)」と言うんですね。これだけ見ても、また時代の変化というものを感じ取ることができると思います。また、有明北地区や豊洲埠頭地区につきましても、開発計画が進んでおり、これらに対応するため、来年4月には新たな小中学校の開校を予定しております。

本区におけるまちづくりは、このように活発な動きを見せており、こうした状況も踏まえ、本日も担当課長よりご報告いたしますが、昨年度と本年度の2カ年をかけて、おおむね20年後を目標とする将来の都市像とまちづくりへの課題の取り組み方針をお示しするために、江東区都市計画マスタープランの改定作業を行っております。将来像を見据えながら、急激な社会・経済情勢の変化に的確に対応し、まちづくりの課題解決に努力してまいりたいと考えております。

本区のさらなる発展を展望し、明るく活力に満ち、また、住みよさが実感できるまちとなりますよう、委員各位の格段のご協力、ご指導を賜りますようお願いをいたしまして、審議会の開会に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。

○事務局（都市整備部長） 続きまして、本日は委員改選後、初の審議会でございますので、私のほうから委員の方々全員をご紹介させていただきたいと思います。

お手元に配付の名簿をご参照願いたいと思います。名簿の記載のとおり、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、学識経験者の方々のご紹介でございます。

苦瀬博仁委員でございます。

島田正文委員でございます。

篠崎道彦委員でございます。

松本みどり委員でございます。

大森宣暁委員でございます。

次に、議員選出の方々のご紹介でございます。

星野博委員でございます。

佐藤信夫委員でございます。

柴田幸雄委員でございます。

小嶋和芳委員でございます。

大家弘道委員でございます。

徳永雅博委員でございます。

正保幹雄委員でございます。

赤羽目民雄委員でございます。

次に、関係行政機関の委員をご紹介申し上げます。

竹下裕康委員、それから、須賀澤茂委員、両委員には本日欠席とのご連絡をいただいているところでございます。ご了解いただきたいと思います。

中島高志委員でございます。

次に、区民代表の委員をご紹介申し上げます。

伊勢松男委員でございます。

唐川和夫委員でございます。

竹口友章委員でございます。

岩崎孝一委員でございます。

三輪さおり委員でございます。三輪さおり委員は、欠席との連絡がありませんので、こちらのほうに向かっているものと思しますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、築比地迪江委員でございます。

飯田太郎委員でございます。

続きまして、幹事のご紹介をさせていただきたいと思います。

佐藤副区長でございます。

中村技術担当部長（都市計画課長事務取扱）でございます。

水飼まちづくり推進課長でございます。

小川住宅課長でございます。

石川技術担当部長（建築課長事務取扱）でございます。

高橋建築調整課長でございます。

田渕都市整備部特命担当課長でございます。

押田企画課長でございます。

傳法港湾臨海部対策担当課長でございます。

伊東温暖化対策課長でございます。

竹内環境保全課長でございます。

鈴木清掃リサイクル課長でございます。

高垣道路課長でございます。

荒木水辺と緑の課長でございます。

平川交通対策課長でございます。

最後になりましたが、私は都市整備部長の出口でございます。

よろしくお願ひいたします。

委員及び幹事のご紹介は以上でございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと存じます。

江東区都市計画審議会条例第4条第1項に基づきまして、会長の選出をお願いいたしたいと思います。

つきましては、会長選出までの間、佐藤副区長が座長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（都市整備部長） ありがとうございます。

それでは、佐藤副区長にお願いいたします。

○副区長

それでは、ただいま座長に指名されましたものですから、会長が決まりますまで、座長の職を務めさせていただきます。座つて失礼いたします。

それでは、会長の選出について、お諮りいたします。

本審議会条例第4条第1項の規定では、「会長は、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定める」ことになっておりますけれども、いかが取り扱いましょうか。

(「座長に一任」の声あり)

○副区長

ただいま座長に一任とのご意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副区長

ありがとうございます。

それでは、私から提案させていただきます。当審議会において、これまで会長代理を歴任され、都市計画への造詣が大変深い、苦瀬博仁委員に会長をお願いいたしたいと存じますが、いかがございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副区長

ありがとうございます。

それでは、ご異議がありませんので、苦瀬博仁委員を会長に

お願いすることにいたしたいと存じます。

これをもちまして、私の座長の務めは終わらせていただきま  
す。どうもご協力ありがとうございました。

○事務局（都市整備部長） それでは、苦瀬会長には、会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

早速でございますけど、ここで、苦瀬会長に一言ございさつ  
をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまご推薦いただきまして選んでいただきました東京海洋  
大学の苦瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど区長のお話がございましたけど、私は江東区に住み、  
江東区に勤めておりますけれども、二十数年ですから、クレー  
ンはちょっとわからなくて、ずっと水と緑でやってまいりました。

いろいろ都市計画を勉強しておりますけれども、江東区はや  
はり水と緑にあふれて環境がよくて、そして東京の中でも非常  
に活気があるまちだというふうに思っております。こういうま  
ちがより、またさらに活気があって、そして歴史と伝統を守り  
ながら発展していくというふうになつたらいいなと思っており  
ます。そういう意味での都市計画審議会であつてほしいと心よ  
り願っております。

微力ではございますが、皆様のご協力を得ながら、都市計画  
審議会を進めていかなければいいと思っておりますので、よろしく  
お願ひいたします。

○事務局（都市整備部長） ありがとうございました。

苦瀬会長には本審議会の運営につきまして、何とぞよろしく  
お願い申し上げます。

なお、山崎区長には、ほかに公務がございますので、ここで  
退席をさせていただきたいと存じます。ご了解いただきたいと  
思います。

それでは、これより先、会議の進行を会長にお渡しいたした  
いと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 はい、かしこまりました。

それでは、ただいまから、第122回江東区都市計画審議会を開

会いたします。

審議に先立ちまして、ここで本職から会長代理を指名させていただきたいと思います。

本審議条例第4条により、会長代理に篠崎道彦委員をご指名させていただきますので、委員の皆様方、ご了承くださるようお願ひいたします。

また、本審議会の議席でございますけれども、ただいま着席のとおりに決定いたしたいので、ご了承願います。

続きまして、今回は委員改選後、初の審議会でありますので、お手元にお配りしてございます「江東区都市計画審議会条例」及び「江東区都市計画審議会運営規則」等につきまして、簡単にご説明をいただきたいと思います。事務局より、よろしくお願ひいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、私のほうから都市計画審議会条例、それから、規則等につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

ご説明の前に、本日、お手元のほうにお配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず本日は、委嘱状をお手元のほうにお配りさせていただいてございます。これをもちまして、委嘱とさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、本日の審議会の次第でございます。それから、審議会委員名簿、その裏面に幹事名簿が載ってございます。それから、ただいまの座席表で、裏面はごらんいただく位置を変えたものとなってございます。それから、江東区都市計画審議会条例がございます。続きまして、江東区都市計画審議会運営規則。それから、江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱。それから、最後になりますけれども、都市計画法の規定に基づきます諮問の文書でございます。

以上でございます。

もし不足のものがございましたら、お申しつけいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、早速、都市計画審議会条例につきまして、ご説明

させていただきたいと存じます。

まず第1条でございます。都市計画法の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区都市計画審議会を設置するというものでございます。

第2条は、審議会は、区長が任命する23名以内の委員をもつて組織をする。

第4条でございますが、審議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めるというものでございます。

同条3項でございますけれども、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということで、篠崎委員がその職務代理をいただいているというところでございます。

第5条でございますけれども、審議会は、会長が招集するということになってございます。本日の開催のご案内につきましては、会長が決まる前でございましたので、区長名をもちましてご案内をさせていただいたところでございます。

それから、第6条でございますが、審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないとなってございます。

2項でございますけれども、審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるということでございます。

続きまして、運営規則のほうでございます。江東区都市計画審議会運営規則のほうをごらんいただきたいと存じます。

規則の第2条でございますが、会長は、審議会を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて、各委員に通知しなければならないということでございます。

一番下のほうでございますけれども、第10条でございます。会議の公開というところでございますが、審議会の会議は、これを公開とする。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができるということでございます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。

第2項の規定になってございまして、前項ただし書に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めると、こういったことでございます。

続きましては、取扱要綱でございます。江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、3ページ物でございます。

まず、第2条でございます。第2条は会議の公開原則でございます。審議会の会議は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができますということで、(1)、(2)の二つの部分を定めてございまして、この(1)のほうでございますけれども、これは個人に関する情報などの場合につきましては非公開とすることができますというものでございます。(2)のほうでございますけれども、会議を公開することにより、審議が著しく阻害されるおそれがある場合、こういった場合につきましては非公開とすることができるといった定めでございます。

第13条でございます。傍聴者の遵守事項でございます。傍聴者は、傍聴席で静粛に傍聴することになってございます。また、(4)ですが、会場における録音、写真撮影及び録画はしないようにしていただくということでございます。また、(5)でございますけれども、携帯電話等の無線機器を使用しないことなどを定めております。

また、第14条では、傍聴者がこれらの規定に違反する場合は、会長は、これを制止し、これに従わないときは、退場させることができる規定を設けてございます。

以上、条例等のご説明でございました。

○会長

ありがとうございました。

次に、本日の傍聴について、事務局よりご報告願います。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、本日傍聴されている方について、ご報告申し上げます。

傍聴されている方は4名でございます。いずれも江東区内にお住まいの方で、刃様、それから、ウエサカ様、シミズ様、カンザワ様でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

次に、本日の諮問について、事務局よりご説明願います。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、本日の諮問文につきまして、ご案内をさせていただきます。

諮問文の写しがお手元にございますでしょうか。

諮問内容は、「有明北地区の都市計画について、（1）東京都市計画地区計画の変更、（2）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより審議に入ります。

初めに、諮問事項1「有明北地区の都市計画について、（1）東京都市計画地区計画の変更、（2）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」を事務局よりご説明ください。お願ひします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、本日の議案につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料1をごらんいただきたいと存じます。

有明北地区につきましては、平成5年7月に、地区計画が都市計画として定められております。地区計画と申しますのは、地域の特性に応じたまちづくりのルールを定めるものでございます。

対象区域は、有明一丁目、二丁目、三丁目及び東雲二丁目の各地内で、面積は約130haでございます。

2、経緯でございます。臨海副都心や有明北地区に関する東京都の計画や都市計画のこれまでの経緯を時系列でお示ししてございます。

平成5年の7月のところでございますけれども、臨海副都心有明北地区再開発地区計画（方針）決定告示とございますけれども、これによりまして、土地利用や整備の方針等が決定されたところでございます。その後、平成18年から、2区域には共同住宅が3棟、3区域には大学、短大、区立小中学校の整備を、そして1区域の埋立事業地の区域編入に当たり、それぞれ地区

計画を変更してきたところでございます。今回の都市計画の変更につきましては、住民説明会や案の縦覧を行うとともに、防災・まちづくり対策特別委員会にご報告してきてございます。

3、都市計画変更の内容でございます。今回、お諮りする内容でございます。

今回の変更は、建築計画が提案された有明北2区域2-2-A街区と個別地区整備計画が定められていないその他の2区域のエリア全域について、地区施設等の配置や規模と用途制限などの地区整備計画を定めるとともに、あわせて2区域2-2-A街区を準防火地域から防火地域へ変更するものでございます。

有明北2区域につきましては、既に流通業や倉庫、自動車整備工場などがあり、これらの現業継続や狭小宅地の存在など、個別街区ごとの地区整備計画の策定にはなじまないことから、現在、地区整備計画が策定されていない区域全域に、有明北地区まちづくりガイドラインに沿って土地利用のルールを定めるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、スクリーンのほうをごらんいただきたいと存じます。お手元の資料の15ページ以降と同じものでございます。スクリーンのほうでご説明させていただきます。

これは地区計画の位置図でございますが、青い色で網かけをしている区域が有明北地区の地区計画の区域でございます。赤いポインターでお示ししておりますここが青海、こちらが東雲、そして有明北地区はこの高速湾岸線の北側でございます。次をお願いいたします。

これは先ほど網かけがされていた地区計画の区域を拡大したものでございまして、お手元の資料では16ページとなってございます。外側の青い破線で囲まれたところが地区計画の区域で、黒く網かけしておりますところが既に地区整備計画を定めている区域でございます。次をお願いいたします。

これは先ほどの計画図をわかりやすく色分けしたものでございます。青く塗ってあるところが、既に地区整備計画が定められている区域で、こちらが有明北1区域埋立事業地、そして赤い線で囲ったところが有明北2区域でございます。こちらとこ

ちらとこちら、三つの街区には共同住宅が建ってございます。また、3区域では、こちらの連続した三つの街区でございますけれども、小中学校、それから大学、短大の整備に当たり、地区整備計画が定められてございます。今回、地区整備計画を定めますのは、2区域のうち、こちらの黄色の部分でございます。2-2-A街区、1.2haと、残りの2区域で赤く塗った部分、32.3ha、合計33.5haでございます。次をお願いいたします。

これは地区計画区域内の主要な公共施設や地区施設をあらわしたものでございます。お手元の資料では17ページとなっております。地区施設と申しますのは、主として区域内の居住者等が利用する施設で、有明北地区地区計画では歩道状空地や歩行者専用通路、地区広場、緑地を定めております。次をお願いいたします。

まず2-2-A街区以外の2区域全体に定めるものをご説明申し上げます。これは先ほどの計画図のうち、今回、2区域に定める歩道状空地をあらわしたものであります。ここが東雲から台場を結びます台場有明北連絡道路でございまして、まちづくりガイドラインの中でメインロードと位置づけられておりますが、この道路沿いには赤いラインの入ったところで4メートルの幅員の歩道状空地を定めます。また、北側の1区域との間の道路、にぎわいロード沿いと、シンボルロードと位置づけられているこちらの区画道路沿い、オレンジ色のところと緑色のところになりますけれども、同じく4メートルの幅員で歩道状空地を定めます。なお、にぎわいロードの西端部、ポイントでなぞっているところにつきましては、幅員2メートルと定めます。次をお願いいたします。

これは壁面の位置の制限をあらわした計画図でございます。お手持ちの資料の18ページと同じものでございます。今回、地区整備計画を定める2区域の北側、にぎわいロードに面する部分とこちらのシンボルロードに面する部分、オレンジ色の点線のところでございますけれども、2号壁面といたしまして、建築物の高さ10メートル、50メートル、100メートル、それ以上の部分に応じまして、道路境界線から4メートル、6メートル、

8メートル、10メートル以上の後退としております。また、2区域の南側、台場有明北連絡道路に面する部分、緑色の点線のところでございますけれども、5号壁面といたしまして、建築物の高さ20メートル、50メートル、100メートル、それ以上に応じて、それぞれ道路境界から4メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退ということでございます。次に、晴海通りと環状2号線補助315号線の幹線道路沿い、黄色の点線のところでございますけれども、ここは6号壁面といたしまして、建築物の高さ20メートル、50メートル、100メートル、それ以上に応じまして、道路境界から2メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退となってございます。次に、区画道路に面する部分、水色の点線のところは7号壁面でございまして、同じように建築物の高さ10メートル、50メートル、100メートル、それ以上の部分に応じまして、道路境界から2メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退とするように定めます。なお、このほか隣地との境界につきましても、都市計画図書の中で、地上部で2メートル以上を後退し、建築物の高さに応じて後退する距離を定めているところでございます。次をお願いいたします。

これは2-2-A街区について、地区施設や壁面の位置の制限を記載した図でございます。お手元の資料では19ページとなってございます。地区施設として、敷地東側の交差点角に面して約1,000m<sup>2</sup>の地区広場を整備するとともに、区画道路に沿って幅員2メートルの歩道状空地を設けます。また、水色のところでございますが、隣地境界に幅員4メートルの歩行者専用通路を設け、補助315号線の道路境界、薄い緑のところでございますけれども、幅員2メートルの緑地を整備することとしてございます。壁面後退につきましては点線でお示ししておりますけれども、地区広場に沿って青い点線のところが1号壁面線として、建物の高さが10メートル、50メートル、100メートル、それ以上に応じまして、それぞれ2メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退となってございます。また、東側及び北側隣地境界、ピンクの点線のところが3号壁面といたし

まして、高さに応じてそれぞれ4メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退となってございます。それから、西側補助315号線沿いのところですが、黄色い点線のところは6号壁面として、高さに応じまして2メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退となってございます。最後に、南側区画道路沿いでございますが、7号壁面として、高さに応じてそれぞれ2メートル、6メートル、8メートル、10メートル以上の後退をすることにしてございます。次をお願いいたします。

これは2-2-A街区に予定されている建築物の計画概要でございます。お手元の資料では25ページとなります。主な用途は、共同住宅約650戸と保育所が予定されてございます。次をお願いいたします。

敷地面積ですけれども、約9,500m<sup>2</sup>、延べ面積が約70,000m<sup>2</sup>、最高高さは地上34階建てで約115mとなってございまして、駐車場の整備台数が約380台という計画でございます。整備スケジュールは平成23年9月着工の予定で、工期が約2年半となってございまして、平成26年3月入居予定というふうに聞いてございます。

恐れ入りますが、資料1にお戻り願いたいと思います。資料1の11ページをお開きいただきたいと存じます。

都市計画図書の変更概要で、新旧対象となってございます。右側の新となっている部分が今回定める都市計画でございます。

まず地区計画の位置ですが、昨年11月に住居表示の変更がございまして、有明二丁目の区域の一部が変更となりまして、区域内の一部が有明三丁目となったことから有明三丁目の記載を追加するものでございます。

次に、区域の整備、開発及び保存に関する方針の欄ですけれども、今回、既に土地利用が図られている2区域全域に、臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインに沿って地区整備計画を定めることから、同ガイドラインの運用と既存建築物の機能維持についての記載を追加するものでございます。

下段から次の12ページにわたりましては、先ほどご説明いた

しました地区広場や歩道状空地等を地区施設に位置づけるとともに建築物等に関する事項を定めます。

12ページ中段からは建築物等に関する事項でございますけれども、建築物の用途制限として、2-2-A街区では第一種住居地域と同様の制限を行うこととし、工場や倉庫、マージャン屋、パチンコ屋などのほか、風俗関係の店舗も規制されるということになります。その他の2区域ではマージャン屋、パチンコ屋、キャバレー、風俗関係の店舗などを規制いたします。

13ページに移りまして、2-2-A街区は容積率の最高限度を450%、敷地の最低限度を0.5haとし、その他の2区域では敷地面積の最低限度を0.1haと定めることとしてございます。

下段は、先ほどご説明いたしました壁面後退の記載となってございます。

14ページをお開き願います。2-2-A街区では高さの最高限度を120mとし、その他の2区域については、道路面から壁面後退した部分への工作物の設置を制限することとしております。

そのほか、建築物等の形態や色彩について、ほかの街区と同様に定めます。

最下段の欄外の記載の変更につきましては、より的確な記載に改めるもので、内容の変更はございません。

なお、冒頭に申し上げましたように、都市計画案の作成に当たりましては、原案と案について、それぞれ説明会と図書の縦覧を行ってきてございます。その際、2区域にあるマンションの管理組合や居住者の方から、2-2-A街区の高さの最高限度について、レインボーブリッジに向かう高速道路の一部の眺望を阻害するということから、原則として内側から海側に向けて建物の高さを低減とした臨海副都心まちづくりガイドラインを守っていくよう意見が出されているところでございます。

なお、資料の2ページから10ページは、今回の変更を加えた都市計画図書となっておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

恐れ入りますが、資料1の1ページにお戻りいただきたいと思います。

下のほうの4、今後のスケジュールでございます。9月に東京都都市計画審議会で審議されまして、10月に決定告示を行う予定となってございます。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。どうぞ、○○委員。

○委員

ちょっと3点ばかりご確認したいと思います。

まず敷地面積ですが、9,500m<sup>2</sup>に対して公開空地を1,000m<sup>2</sup>、特に南東にとってあるということに関して、私は非常に環境を重視した設計になっているのかなど、そんなふうに感じております。今までこういった建物をつくると、何となく北東側とか北西側に一部緑地をつくるというような状況が多かったような気がするんですが、環境に対しての配慮を非常によく感じております。

そこで、今現在わかっている範囲内で結構なんですが、公開空地1,000m<sup>2</sup>の中に緑地はどのくらいとてあるのか、また、どういった植栽を植えていくのか、今現時点ではわかっているんであれば、お聞かせいただきたいなどそんなふうに思っております。

2点目です。先ほどの説明と資料にありましたとおり、この地区では最高が120メートル、そういう数字になっているようございますが、今回はこの高さが115メートル、34階ということなんですが、今現在、江東区全体から見ると、この建物は何番目くらいの位置に位置するのか、ご確認できたらお願いしたいなど、そんなふうに思っています。

3点目です。ここに補315号線という道路が南北に走っておりますけれども、今、これが何メートルのところに道路が走っていて、騒音対策というのがどのようにになっているのか。今現在は、恐らく建物はないですから、騒音対策なんですが、音は大体上のほうに逃げるというふうに言われておりますが、そういうのは同時に進めていくのか。今、完了していればそれでいいんですけども。

その3点をお伺いしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、ただいまのご質問の関係でございます。

空地とか緑化の関係、1点目でございます。この2区域でございますけれども、ベースとなる用途地域が準工業地域になってございます。ベースの容積が300%、建ぺい率は角地緩和を使いますと70%ということが認められているところでございますけれども、この地区計画では再開発促進区という都市計画になってございまして、容積は450%を上限とするかわりに、有効空地率を70%、緑地率を約40%ほどとなってございます。これは再開発促進区の運用基準及び区のみどりの条例等などの規定に沿った対応でございます。

先ほど地区施設の図があったかと思いますけれども、この地区施設以外の部分が建物ということではございません。ページで申しますと、恐れ入ります、19ページの地区施設の図、これは敷地を拡大した図でございますけれども、この地区施設に指定されているところ以外が建物というわけではございません。建物の部分は、この一角、敷地の中の約3分の1程度になろうかと思いますし、西側に寄せております。そのほかの部分は、もちろん公開状の空地になっておりまして、植栽もされおります。空地の中で約6割近くが植栽をされると、そんなような状況が実際には計画されているというものでございます。この地区施設は、都市計画で指定することによりまして、勝手に処分できないという形になりますので、担保されるという形になるわけでございます。

それから、2番目の有明2区域での高さについてでございます。120メートルを限度として考えているところでございまして、これはガイドラインの中で記載されているところでございます。この建物の高さは115メートルということでございますけれども、区の超高層ビルの中で、一番高いものは豊洲二丁目、I H I 跡地の開発の中でつくられましたマンションで、高さが179メートルほどございます。高さが140メートル以上のものは、おおむね豊

洲の二、三丁目、それから、東雲の三菱製鋼跡地の開発のところに多く集中しているということで、今回の有明北の計画につきましては、大体20番目前後というふうに考えているところでございます。

それから、3点目の道路315号の部分でございますけれども、これは豊洲埠頭に抜ける幹線道路でございますが、現在のところ、まだ道路ができておりません。工事をこれから一緒にしていくという形で、区画街路につきましても、ちょっとまだできておりませんで、着工までには整備されていくという形のものでございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 3点目の道路は、入居されてから騒音がどうのこうのとかがないように、今から計画段階の中で、きっちり進めていってほしいなと、そんなふうに思っております。今の説明を聞かせていただきまして、高さ、また、その環境についても、この地区ではやむを得ない設計なのかなと、そういうふうに私は認識しておりますので、このままでよろしいんじゃないかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○会長 ほかに。席の順番でよろしいですか。どうぞ。

○委員 それでは、公園の整備について伺います。公園につきましては、地域住民やサラリーマンにとって憩いの場であり、コミュニティをはぐくむ役割になっております。江東区の長期計画においては、区民1人当たりの公園面積は、平成21年度で8.88m<sup>2</sup>、平成26年度の目標値といたしましては10m<sup>2</sup>となっております。江東区といたしまして、この有明地区での公園整備状況をどのように認識しているのか、伺います。

もう一点は要望になりますが、南部地域の交番の配置について伺います。平成20年3月の江東区民意識意向調査では、江東区の望ましい将来像で、2番目に「犯罪が起こりにくい環境が整い、安心して過ごせるまち」が38.3%となっております。江東区内で3番目となります東京湾岸警察署が、2008年3月に青海に設置されました。有明地区を管轄するのは東雲一丁目にあ

ります都橋交番だけでございます。今後も開発が進み、居住人口、就業人口ともに増加する有明地区にも交番が必要ではないかと考えます。治安維持の確保のためにも、江東区南部地域におきまして、人口に見合った交番の適正配置、これは要望しておきます。

1点目の公園の整備について、ご答弁をお願いします。

○会長 事務局。

○事務局（土木部水辺と緑の課長） 有明北地区における都市公園の考え方だろうと思いますが、現在、本計画の中で、整備時期はちょっと未定ではございますけれども、公園の1号と2号が整備される予定になってございまして、総計で7.5haほどが整備される予定になっております。現在は供用中の、都立なんですが、海上公園、16ha余の公園がございまして、現在、当地区における公園の合計が24haほどございます。今回、有明北地区の計画的な人口が3万8,000人と伺ってございますので、これで除しますと、1人当たり $6.3m^2$ というふうになってございます。ただ、この中には、計画の中でうたってございます街区広場等が入ってございません。そういう意味から言いますと、比較的適正とは申しませんが、まあまあの水準にあるのではないかというふうなことは考えてございます。

○委員 わかりました。

近年、安全面は当然のことといたしまして、子供の豊かな感性を養う公園用の遊具、また、介護予防を目的といたしました健康遊具が開発されております。特に有明地区のように、近年のマンション急増に伴いまして子供の数もふえている地域には、子供用の遊具をより多く設置してほしいとの要望が多く寄せられております。また、高齢者が多く住む地域には、腰の筋肉を鍛える回転いすや背伸ばしベンチなどの健康遊具を多く設置してほしいということで、地域住民のニーズに合った遊具の設置が望ましいと考えますが、この点につきましても、区の見解を伺います。

○事務局（土木部水辺と緑の課長） 先ほど申し上げましたとおり、有明北地区の1人当たりの面積が、長期計画で示している指標の $10m^2$ には満た

ないわけですから、とりあえずは使い勝手のいい、利便性の高い、クオリティーの高い公園をやっぱり目指していくべきだろうという観点から、地域の人たちの要望を取り入れた遊具等の設置は当然のことだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○委員

では、よろしくお願ひいたします。私は有明の2-2-Aの開発計画について、3点ほどお聞きしたいと思います。

まずは、この立面図のイラストとかがあるのですけれども、この図面の中には配置計画というのがなくて、実際のイメージがちょっとわきづらいと思うんです。これはこの時期に間に合わなかつたのでしょうか。それをお聞かせいただきたいと思います。あつたほうが本当にいいと思うのですけれども。配置的には、南西といいますか、できるだけ南側のほうに配置されているということで、これは恐らく2区域の中にあるマンションの方々などのいろんな働きかけもあったんじゃないかなと私は思っておりますけれども。まず第1点はそれでございます。

あと、今の2-2-Aの開発計画の説明会の際に、その眺望の問題とか、いろんなことでいろんな意見があったというお話をしたけれども、そのときに、恐らく、前もって住んでいらっしゃる2区域のマンション住民の方々が、その説明会に参加をして、今、傍聴の方も来られていると思いますけれども。あそこの1,000戸ある、ブリリアマーレ有明でしたか、あの33階からの眺望が、今はとてもすばらしいんですね。購入時には、恐らくパンフレットなんかにも、これだけの眺望が望めるという、すばらしい絵模様が描かれていたと思うんです。それが、大分周辺が開発されることによって、前にそんな話はなかったけれども、開発で建物ができることによって、その眺望を狭めることで、いろんな意見があったと思うんです。これに対して、区は何か対応なさったのでしょうか。

これは区域、区域が都市計画案件として決定される案件でございますので、この審議会としても何らかの建議ができるんじゃないかなという観点で、今、質問しているんですけども。2

－2－Aも都市計画決定される案件ですから、その開発者がマンション販売をする際に、将来的にこの周辺の開発計画はこうなっていく可能性がありますみたいなものを、事前情報としてきっちり購入者に与えることができれば、いろんなトラブルといいますか、その後のトラブルというものは改善できるんじゃないかと思うんです。それと、あくまでもここは都市計画審議会ですから、ここで都市計画決定されるブロックということで、東京都に対して、そういう建議は申し立てができるんじやないかという、その確認も含めて、今、質問させていただいているんですが。

今後の開発において、販売時に、そういった周辺の環境がこうなっていく可能性がありますよとか、その後に住民からいろんな不平不満が起きないような形で、東京都がもっと開発者に指導できるように、区の審議会として、これは建議できないかどうか。その辺の意味も含めて、確認させていただきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） お答えする前に、私が諮問文を読んだところで、ちょっと抜けておりましたところがありました。大変恐縮でございます。

諮問文の中に、一番下に記載してございますけれども、1(1)は東京都決定案件、1(2)は江東区決定案件ということで、この地区計画につきましては東京都の決定案件でございます。防火の地域の関係につきましては区の決定案件ということでございます。

お答えですけれども、1番目の配置計画の関係でございます。実際の配置図がここには載っかっておりません。なぜかと申しますと、大変恐縮なんですが、基本的にこの資料は都市計画図書でございまして、都市計画の内容の一覧としてつくっております。要するに、東京都が原案をつくっているわけでございますけれども、それに基づいて作成しているというものでござい

ます。配置図の関係については、考えられないかというご意見もございましたので、この辺につきましては、参考図書でつけられるかどうか、東京都と協議いたしまして、今後、検討させていただきたいと思ってございます。

それから、2番目の関係、説明会でございますけれども、都市計画法の16条の説明会と、それから、17条の説明会を、5月と6月にさせていただいておりまして、これは地区計画の説明が主でございましたので、東京都が主となってやってございます。区のほうも同席いたしてございます。それで、いろいろ、ブリリマーレの方々からご意見はちょうどいしているところでございます。

区でもそれは承知しているところでございまして、一つはレンボーブリッジ方面への眺望ということで、ガイドラインの関係で、ガイドラインに沿って適正なのかどうかということのご質問がございましたのと、もう一つは、現在のブリリアマーレの広告を打った際に、その広告説明が適切じゃなかつたんじゃないかというようなご質問とかをいただいたところでございます。

広告の内容につきましては、契約の関係でございますので、民事的な部分も相当入り込んできている部分もあるかなと、私どものほうはそういうふうに受けとめているところでございます。

それから、ガイドラインの関係につきましては、東京都が一方的にこしらえたものではなく、地権者が集まっている、いろいろなまちづくりの会議がございまして、そういうところは地権者を通じて、ガイドラインを一緒になって作成してきたという経過だというふうに伺ってございます。このガイドラインに沿いまして、今後、有明北地区につきましても、いろいろな企画提案がされていく、まちづくりの具体的な動きがなされていくのかなと考えているところでございます。

今回の計画につきましては、いろんな配慮をしてございまして、西側に建物をかなり寄せている、緑地や空地をかなりとっているということでは配慮したというふうに、事業者側の考え方

方としてはそういうふうにやっているというふうに聞いてございます。

それから、これからのお話でございますけれども、1区域の部分については、基本のベースとなる用途地域が第一種住居地域でございます。現在はまだ野原でございますけれども、埋め立てたばかりの地域です、海側でございますけれども。ここは容積のベースが200%ということで、この2区域と同じようなボリュームの建物は建ちづらいだろうなと。例えば、今回、ご提案しているような建物と同じようなボリュームでは、1区域については出てこないだろうと。かなり抑えられた形でしか出てこないのかなと。地区計画で緩和をしたとしても、1.5倍ですから、その辺になってくるのかなというふうに想定されるところでございます。

それから、今後は指導すべきだというお話でございますけれども、広告の内容につきましては、私どもはなかなか踏み込めないかなとは思いますけれども、こういった意見をちょうだいしているということにつきましては、議事録も作成いたしますので、今後、東京都のほうにも伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員

ありがとうございました。

あくまでも江東区内での開発なわけですから、いろんな区民からはこの江東区に、まず第一次的に要望や意見が寄せられると思いますので、それはぜひ酌んでいただきまして、伝えるべきところには伝えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

次のご意見。どうぞ。

○委員

このたび、この都市計画審議会の審議委員に初めてなりました〇〇です。どうぞよろしくお願ひします。

この2-2-A街区に高層マンションを建設するための地区計画変更ということについてですけれども、そもそもものところで、やはり本当に今、こんなに巨大な集合住宅がここに必要なのかということなどを含めまして、大きく3点質問したいと思

います。

この集合住宅について、地域を含めて、区民の方から、本当にさまざまな意見ですとか、問題が指摘されておりまして、この有明北地区には、もう既に大きなマンションが幾つか建てられていると伺っているんですけども。現状、1,000戸以上のマンションが幾つかあると。高層のマンションがあると。こうしたところの入居率ですか、今の状況について、区のつかんでいる範囲で報告いただきたいと思います。

大きく二つ目ですけれども、特にこの有明地区に建てられているマンションというのは高級志向が強いということで、このマンションの中にはプールとかバーとか露天ぶろが併設されるというふうに伺っております。そして、これは1戸当たりが大体1億円を超える、マンションじゃなくて億ションということも聞いておりますが、これは本当にお金のある人、経済力のある人しか住めないと。今、都内の多く、私たちのところにも、低家賃で安心して暮らせる住宅をふやしてほしいと、公営住宅の建設を求める声が大きく寄せられているんですけども、住宅整備ということであれば、東京都と相談して、都営住宅などの公的住宅、それから、公共賃貸住宅の整備ということも含めて、私はつくるべき、整備すべきじゃないかと思うんですけども、この辺についての区の見解を伺いたいと思います。

最後に、大きく3点目は、この有明地区を中心に、東京湾岸部に建てられているマンション、これに伴ってヒートアイランド現象というのが、今、大きな問題になっていると。さらに、またこの有明地区に100メートルを超える大きなマンションが建つということが、ヒートアイランド現象をさらに悪化させると。海からの風を遮断して地熱が下がらないと。今のこの異常な高温、気温が上がっている状態にも、一つの問題になっているということが言われていますけれども、このヒートアイランド現象について、どういうふうに区は認識しているのか。

その辺について、伺いたいと思います。

ありがとうございます。以上、三つについて、ご質問がございました。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） まず集合住宅の関係でございまして、有明北で1,000戸以上の物件でございますけれども、現在、建っているのが、ブリリアマーレ有明が1,081戸、ブリリア有明スカイタワー、これは平成23年3月の完成予定ですけれども、1,089戸というのがございます。それで、有明北での住宅の考え方でございますけれども、基本的に有明北地区の地区計画の全体方針といたしまして、多様な都市生活に対応した居住機能を導入し、良好な住環境の形成を図ることと、活気とにぎわいのある市街地の形成に対応した商業・業務機能の導入を図る。有明北地区の個性と快適性を高め、生活の楽しさや豊かさを実感できる成熟した市街地の形成に寄与する機能を整備すると。こういったことで、住宅を中心とした複合機能を整備していくという全体の方向性がガイドライン等で、あるいは地区計画の全体方針の中で示されているところでございます。  
計画している居住人口としては、有明北でございますけれども、3万8,000人でございます。ですから、今後、住宅関係については、またいろいろ計画されていく可能性が十分あるというふうに考えているところでございます。

それから、私のほうからヒートアイランドの関係につきまして、ちょっと答えさせていただきます。今回の開発に当たりましては、オープンスペースの配置とか壁面後退などによりまして、隣棟間隔を確保したということです。また、空地を緑化して、建物についての熱負荷の低減を図る素材、外壁屋根などの素材、そういったものを使用していたり、各戸にベランダを設けたり、日差しの関係等を配慮したり、自然エネルギーの利用など、省エネシステムなどの導入など、熱環境の低減には努めているというふうに聞いているところでございます。

○事務局（都市整備部まちづくり推進課長） まず1点目でございますけれども、入居率についてでございます。入居率につきましては、個別の建物ごとの調査結果が、現在、公表されてございません。したがいまして、不明となってございます。

それと、販売状況等につきましても、事業者から明らかにな

っておりませんので、不明という形でございます。

以上でございます。

○会長

2番目の公営住宅についてはありましたか。

2番目のご質問は、高級志向な建物が建っているけれども、公営住宅が必要だと思うと。それについて、区の見解はいかがですかと。こういうことでございましたよね。

○事務局（都市整備部住宅課長） 公営住宅という考え方なんですけれども、やはり基本は現在ある住宅ストックを、今後、どう活用していくかということで、新たな公営住宅の建設の予定はないということで、国、それから、東京都はこういった考え方を示しております。区も同様な考え方でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

○委員

どうも、幾つかお答えいただきました。

その中で、現状について、入居率とかがわからない、つかめないということだったんですけども、これは開発業者、それから、不動産関係の業者に聞けば、今の状況については当然教えてくれると思うんですけど。そういうことからも、現状についてはやっぱりきっちと認識して、これから対策につなげるという意味では、私はとても必要だと思うんです。そういうことをわからないで、これから大きなマンションをどんどん建てていくと、その空き状況とかが、またまちづくりにも大きく影響していくんじゃないかなというふうに思うんです。

それと、今の公営住宅についてですけれども、住宅のストックとおっしゃいましたが、その住宅ストックを埋めるのにも、今の経済状況、低い家賃を求める声が広がっているときあります。やっぱりそういう人たちにも安心して暮らせる環境を整えるというのも、このまちづくりを進める上で重要じゃないかと。良好な住環境の整備ということで、計画的には3万8,000人というお話をしたけれども、その中に、やはり公営住宅の整備を含めた検討というのはぜひやっていただきたいなと思います。

最後に、ヒートアイランドについてですけれども、壁面緑化ですとか、建物を少し下げているとか、いろんな対策をとられ

ているということだったんですけれども、それでもやはりこの大型超高層の建物がヒートアイランド現象についての大きな問題になると。これを解決するには、やはりこうした計画を中止すると、見直しするということが非常に重要だというふうに思っております。今、問題になっているゲリラ豪雨対策ですか、先日も北区や練馬区、その前には江東区でも、ゲリラ豪雨で浸水被害がありました。こうした問題で、ヒートアイランドを何とかしなくちゃというときに、こうした高層マンションを推進する、整備を進めるということじゃなくて、もっと抜本的な対策を講じる都市計画に見直すべきだというふうに私は思います。これは私のご意見として申し上げておきます。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

○委員

眺望権という話が出ましたけれども、この2区域でも、これからマンションが許可されて建っていくと思いますし、また、1区域のほうでも、この2区域ほどではないといいますけれども、それなりのものが将来的にできてくると。その場合、確かに、この2区域のほうが建物が高いとはいっても、ある階より下の人は必ず眺望権ということでは影響があると私は思うんですね。このマンションを購入した方は、自分のマンションが済んだら、あとほかはここへ建たないんだというような、そんな見通しで購入する人も、それは自己責任ということ私はあると思います。そういった中で、業者さんの説明責任もあるということになれば、これは民民の話ということにもなるんで、こういった眺望権の問題について、区が実際に関与することがどのくらいできるのか。これは東京都の決定案件なわけでね。私はその辺のところをちょっと聞きたいなと思うんですが。

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱））これまでちょっとご案内しておりますけれども、原案は東京都のほうでこしらえてきていると。地区計画を前提とした提案書は事業者のほうから出しているわけでございますけれども。その辺で、眺望権の関係がどれ

だけ配慮されたかということなんですけれども、眺望権の部分は、一般論から言うと、法律的な規制というのはなかなか現実にはないんでございます。ちょっと主観的な部分もございますので、それぞれが状況に応じて、いろんなケースが多分あるのかなというふうに考えてございます。

今回、住民説明会等の中でも、いろいろご意見出ておりますので、そういうご意見が出ているということは、今回の審議会でもご意見が出たということは、東京都にも申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○会長 どうぞ。

○委員 この問題はここだけに限らず、江東区全体のまちづくりの中で、もしこれが問題になるんだったら、いろいろ大きな広がりになっちゃいます。私の個人的な話だけど、私のうちの前に、今、20階建てのマンションが建っています。私も眺望権があるのかなと、今、ちょっと思ったんですが。全体の計画の中ではそんな大きな問題ではないし、この計画自体は適切な計画だと、そんなふうに私は思っております。

○会長 ありがとうございました。

○委員 ○○です。ちょっとまちづくり全体のことについて、3点ほどお聞きしたいのですけれども。

先ほどから居住人口云々という話が出ていましたけれども、この開発フレームでいきますと、3万8,000人が居住人口、就業人口が1万4,000人と、こういう数字があるわけですが、今現在の目標年次、このフレームの完成の目標年次をどこに置いているかというのをどういうふうに確認しているか。それと、現在値、現在は何%で、何人の居住人口があるかというのをちょっと確認させていただきたいんです。

2点目は、この2区域との関連でいきますと、3区域の西側の土地利用について、ちょっとお聞きしたいんですけれども。きょうは審議会があるので、もう一度、過去の資料を拝見しますと、ちょうどこの3区域の西側の土地利用が平成21年6月26日に明確化するということで、本来の土地の機能の中に、教育機能というのがつけ加えられているんです。全部読むと時間がな

いんであれですけれども、教育機能というのがつけ加えられて、今現在、ここは都市再生機構が公募をかけている土地なんです。今は3回目をかけているみたいですけれども、だんだん値段が下がってきて、当初の目的に大分狂いができているんじゃないかなと私は思われるんですが。まず一つは、教育機能を入れた背景にどういうことがあったのかというのと、全体のこういった形で公募が成立しないと、まちづくりに影響が出てくるんじゃないかと思うんですが、現状の認識をぜひ教えていただきたい。

あわせて、3点目は、歩行者専用通路については幾つか出ていますけれども、せっかくこれだけのまちづくりをやっているんですから、今、話題になっているといいますか、問題になっている交通ルールのマナーの問題で、自転車専用通路をあちこちつくろうとしております。モデル地区として強引にやろうとしているところもありますが、そういう意味じゃなくて、新しくつくるまちづくりの中では、こういうところこそ自転車専用通路の考え方というのはあっていいんじゃないかなと思うんですけれども、この有北の場合にどうなのかということをちょっと教えてください。

○会長 以上、3点でございます。事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（都市整備部まちづくり推進課長） ご質問のうち、まず1番目の居住人口につきましてでございますけれども、有北の就業人口が1万4,000人、居住人口は3万8,000人という目標でございますけれども、昨年末、平成21年12月末現在でございますけれども、就業につきましては3,000人、居住につきましては3,350人という形になってございます。それと、目標の年次でございますけれども、臨海副都心の開発の関係が平成27年を目標という形でやってございます。基本的には平成27年という形で、あとそれ以降は、まちが概成していくという形の中での開発の状況となってございます。

それと、教育につきましてでございますけれども、教育が入った理由ということで、3街区のほうには東側の地区、放射34号線晴海通りの支線1の東側のほうに、既に教育系が立地しているところでございます。それとの連たん性、延長線といいま

すか、そういう形での配置というふうに聞いてございます。それと、目的に狂いがないのかということでございますけれども、こちらにつきましては、今回、有明北地区のまちづくりマスタープランというものを平成19年12月に変更してございます。その中で、今回、教育という形も明確化してございますので、まちづくりの一連のプランの中のほうでも位置づけがなされておりますので、問題ないというふうに考えてございます。

それと、3点目の自転車道でございますけれども、現在、臨海副都心全体の中で、自転車というものを一部考えてございます。有明の南のほうの公園の中に、自転車が通れる通路のほうを整備してございます。ただ、有明北につきましては、現在のところ、そういう計画のほうは都からも聞いていない状況でございます。

以上でございます。

○会長

どうぞ。

○委員

自転車につきましては、そういう考え方を都のほうにもぜひ上げていただいて、協議したほうがいいんじゃないかなと思いまして、それは強く要望しておきます。

それから、先ほど居住人口を聞きますと3,350人。マンションの数からいきますと、それぐらいになるのかなと。ということは、当然、これからまだまだふえてくるわけですね。そうしますと、どうしてもまちの中の一貫性というものが崩れる可能性というのは大なわけですね。

そこで、1点だけ質問したいんです。最近、景観については非常に厳しくなりまして、江東区でも新しく景観条例を制定したわけですけれども、それと、この都市計画法との絡みというのはどう考えればいいのかというのをちょっと教えてもらいたいんですが。

○会長

いかがでしょうか。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 景観の関係でございますけれども、一応、江東区は景観行政団体になってございまして、景観条例を持っております。基本的に建築確認の前には届け出をしていただきます。1万m<sup>2</sup>を超えるものにつきましては、専門

委員会にかけて、さまざまご意見をいただきながら、指導しているというところがございます。ただ、直接の都市計画の決定手続とは、時間的な差もあるんですけれども、もちろんリンクはしていない部分でございますけれども、それぞれにあると。都市計画の中で、そもそも景観の部分につきましては、ガイドラインを含めて、地区計画の中でも、基本的につくる際には議論されているところでございまして、ガイドラインの中でも、景観の部分というのは規定されているところでございます。以上でございます。

○会長

ほかに、いかがですか。

○委員

○○です。今回の案件も、これまでマンションの建設は、この有明北で4件目になるんですけれども、さまざま問題点がありますので、その点を指摘しまして、何点か伺いたいというふうに思います。

一つ目は、有明北地区の目標の居住人口が、先ほど伺っていますと3万8,000人です。これは超過密の都市になるということが一番の問題点になると思います。これに伴う将来の公共施設の整備について、区の財政状況とあわせてどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

それから、二つ目は、今後、この有明北地域を含めまして、超高層マンションに対するさまざまな問題点についてです。高層マンションの将来の改修、建てかえ、この困難性は各方面から指摘されています。例えば、もともと管理組合の意思決定が難しい上、規模が大きいと、また、住居だけではなくて、マンション部分ではなくて、1階や2階の部分に、今回はそうありませんけれども、店舗や事業所が併設されている場合が多いと。こういう点でも、権利関係の調整を含めて、非常に複雑になっていると思いますけれども、本当に将来、超高層マンションは時期が来ると改修や建てかえができるかどうか、非常に疑問ですけれども、こういう点をどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、この地域ですけれども、オリンピックの招致との関係で、有明北地区の地区計画との関係

について、伺いたいと思います。有明北地区のもともとの地区計画は、居住人口が2万8,000人でした。それで、あそこにオリンピックの選手村をつくるということと前後して、居住人口が3万8,000人にふやされました。有明地区のマスタープランの改定が行われているわけですけれども、選手村をつくるために、この居住人口の目標が大幅にふやされたという経緯があるだろうと思いますけれども、そのことについてのお考えを伺いたいと思います。

それから、もう一点は、ことしの6月に、区の都市整備部まちづくり推進課の有明北地区の開発についてという資料が出されていますけれども、今回の今後のスケジュールとして、平成22年10月に有明北2地区における緩やかな地区整備計画、32.3haの都市計画決定をしたいと、予定されているというふうに記されていますけれども、この2区域の緩やかな地区整備計画というのはどういうものなのか、説明をいただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

事務局、お願ひいたします。

○事務局（政策経営部企画課長） 公共施設の整備状況、財政状況も含めてという点にお答えいたします。私ども区といたしましては、この3月に、今後10カ年の江東区のありようということで長期計画を策定いたしまして、実施計画といたしまして5カ年、財政計画も含めまして、例えば有明小中が平成23年4月に開校を予定してございますけれども、まずは子供の公共施設である小中学校、それから、保育所、認証保育園等についても、開発の動向を踏まえながら、5カ年の計画を立てているところでございます。

また、この計画につきましては、なかなか財政状況は楽とは申せませんけれども、きっちりとした担保をした上で、それぞれの進捗状況を見きわめながら、進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

四つのご質問がございましたよね。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、最後のところのご

質問でございますけれども、2区域の緩やかな地区計画というところでございます。先ほど資料のご説明でもいたしたわけでございますけれども、一応、資料の16ページをごらんいただきますと、太い赤で書いてあるのが2-2-A街区のマンションのところですけれども、それ以外に、縦の赤の斜線が入っている有明2区域という部分で、既に整備計画が立てられている、これはマンションですけれども、3棟のマンションが既に建っていますけれども、これを除いた2区域の部分。全体に緩い地区整備計画と申しますのは、まだそれぞれの建物の計画が具体化したわけではありませんけれども、まちづくりの最低限のルールとして、壁面後退ですとか、それから、歩道状空地ですか、歩行者専用道路とか、用途地域の関係とか、そういういったものを、少なくともここでルールとして定めさせていただきたいと。

この2区域は、基本的には物流とか倉庫の施設が張りついて、既存の施設があるわけで、この建てかえというのはすぐにはいかないかもしれませんけれども、建てかえたり、建物をいじったりするときには、こういったルールに従ってやっていただくと。徐々に、将来的に齟齬のないようにつなげていくためのルールをつくっていくということでございます。

以上でございます。

○事務局（都市整備部まちづくり推進課長） 3点目のオリンピックに伴った人口というご質問でございますけれども、臨海都心における土地利用の見直しというのが平成18年に行われまして、それに基づきまして、平成19年には臨海副都心の有明北のまちづくりマスター プランの見直しが行われて、そこで3万8,000人という人口が示されたところでございます。その中で、オリンピックということですけれども、今回、2016年につきましては開催都市とならなかつたわけですけれども、現在のところ、都ではそれについての次の方針というものは出されていない、変更は今のところされていないというところでございまして、有明北地区のマスター プランにつきましては、今後のさまざまな状況を勘案して、必要に応じまして対応をしていくことになると、東京都

のほうからは聞き及んでいるところでございます。

先ほどの3万8,000人ですけれども、少し言葉足らずなところがございました。臨海副都心ですけれども、1期、2期、3期、4期という形で、開発のほうが区分されておりまして、平成27年度まで有明北地区等のまちのほうは概成していくと。平成28年度以降、4期というところの中で、まちが完成、発展していくということになりますので、平成27年以降という形でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○事務局（都市整備部住宅課長） マンションの建てかえの関係でございます。いずれにしても、最終的には建てかえということにぶつかると思いますけれども、現在、区といたしましては、マンションセミナーであるとか、マンションの相談会であるとか、あるいは、今年からですけれども、マンションのコンサルの派遣など、そういったプロパーといいましょうか、専門家を派遣するような形の制度もつくり上げました。そういう中で、今、居住者お一人お一人のスキルアップを図っていただいて、合意形成を図るための方策、それを管理組合全体の中で構築していただければと、こんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 この3万8,000人の居住人口、それから、現在は3,350人と先ほどありました。それで、この3万8,000人に見合う、例えば住宅戸数を計算した場合、単純でも約1万8,000戸が必要になるという計算になりますし、今の3,350人の人口も10倍以上になるということで、保育園や小中学校といった江東区が責任を持って整備すべき公共施設等が、果たして江東区の財政を含めて、そのスピードに、需要に間に合うかどうかというのが非常に心配しているんですけども。児童の出現率を、区は1戸当たり30%と、今、計算してきました。今は3,350人ですけれども、来年の4月に有明小中学校がオープンすると、隣の東雲小学校も教室

が足りなくて、この有明小学校のオープンを待って、学区域の一部変更を実施するということになっていますけれども、居住人口3万8,000人の水準とすれば、将来、やはり単純に1万1,000人から1万2,000人の児童が出現するというふうになります。人口は力ということもありますけれども、こういう公共施設の整備について、当面は対応しているけれども、やはり将来的にはなかなか、今、見通しがついていかないと。だから、商業・業務の複合施設をつくるというけれども、どうしても住宅先行で、どんどん1,000戸、500戸、600戸の住宅を追認していけば、これはまちづくりにとっても、それから、責任を持つべき公共施設の責任にとっても、これは見通しがつかない状況だと言わざるを得ません。

それで、この3万8,000人の有明北の人口密度で見ましても、1km<sup>2</sup>当たり約2万7,000人、これは東京23区の平均の2倍と。世界でも一、二位を争う人口密度の都市をつくることになると。私はこの有明北地区に、そんなに過密の超高層ビル群 中心のまちをつくっていいのだろうかというふうに疑問を持たざるを得ません。

それから、二つ目に、この超高層マンションの建てかえ、改修ですね。それと同時に、震災時の高齢者や障害者の階段の上り下りですか、水を上まで運ぶですか、そういう点等々も、こういう影響について、都市づくりの立場でどうなのかというのを、改めてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○会長

事務局、いかがでしょうか。児童の出現と、それから、震災時の対策。

○事務局（政策経営部企画課長）　再度、公共施設の整備についてのご心配でございますので、ご答弁申し上げたいと思うんですけども、私どもは計画をつくってございます。また、それは、今、前提となっております有明全体の開発人口等を前提としたしまして、計画化してございます。ただ、その計画化に当たりましては、区単独でこういうことを考えているわけではございませんで、この臨海部全体の開発は、都とも十分協議をし、それから、大規模マンションでございますが、事前に児童の出現率等を見込みな

がら、これだけの規模ですと、公共施設はこういったものがいるという協議をしつつ、受け入れ可能かどうかも十分事業者と話し合う中で、こういった計画を考えておりまますので、進捗を見きわめながら、開発のスピードに追いつく公共公益施設の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） ただいまのちょっと補足的なお話でございますけれども、具体的な話といたしまして、有明北地区の小学校の関係でございますけれども、有明小学校は平成23年に開校でございますけれども、有明地区全体で42クラス分ぐらいは必要だという推計でございまして、現在、建設中の有明小学校は18クラスということで、今後も東京都と協議しながら、充足につきましては進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○事務局（都市整備部住宅課長） 災害対策の関係なんですけれども、現在、災害用の格納庫ということで、8月1日からなんですが、今まで1カ所という形で求めてきたわけなんですけれども、今後はこれをある程度の階数ごとに災害用の格納庫を設置していただくこととし、あわせて、その災害用の格納庫の中に、例えばバールですとか、金づちですとか、ロープですとか、担架ですとか、こういったものを備えていただくということを、事業者に求めしていくということでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 極めて、東京一極集中を一層加速すると、巨大都市をつくっていると言わざるを得ないんですね。ご案内の5月7日に、石原都知事自身も、定例記者会見で、人口含めて、東京に集中しているけれども、これ以上進めることは歓迎しませんし、日本にとっても東京にとってもいいことじゃないと、こういうふうな認識を示したわけですけれども。

この臨海部の開発なんですけれども、発想を変えて、やっぱり一般庶民が住める住宅整備、また、超高齢化や少子化に対応するようなまちづくりにして、それから、中小零細企業を支える産業基盤、例えば新しい形の商店街をあそこにつくってもいいのではないかと。そういうことを含めまして、人が住んで働く

き続けられる持続可能な都市づくりをあそこに、そういうまちづくりをするよう、抜本的に転換を求めるといふうに私は思っています。

○会長

ご意見ですね。ありがとうございます。

○委員

初めて参加させていただいた〇〇でございます。まずびっくりしたのが、議員の先生方ばかりが発言されていて、全然住民のほうが出てこないというのは非常に残念だなと思って、何か言わないといけないなと思って、ちょっと発言をさせていただきます。

19ページの図面で、街区の名前で言うと、2-2-Aというところでございまして、これはたしか約1.2haだと思うんです。ここに、一番最後に出てくる、パースが書いてあるマンションが建つわけですが、このマンションの面積が9,500m<sup>2</sup>というふうに書いてあります。恐らく、地区広場の部分を抜いて建てるんだろうと思いますけれども、地区広場はたしか先ほど1,000m<sup>2</sup>というふうにご説明があったように思うんですが、そうすると、ちょっとその辺の数字がどんなんぐあいになってくるのか。それから、あるいはマンションの敷地部分というのは、基本的には当然、これは区分所有者が買うわけですけれども、この地区広場の部分というのは、いわゆる販売対象面積にならないで、だれかが、例えば江東区が持つのか、どうなのか。その辺がどんなふうになるのか、ちょっと教えていただきたいというのが1点でございます。

それから、あと有明北1の北側の埋立事業界のところ、つまり水面の部分と陸の部分の間に、ところどころ、随所に何カ所か、くぼみというか、図面上で言うと、くぼみがありますけれども、これは例えば船着き場みたいなことをお考えなのかどうか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

それから、これはこの都市計画審議会の審議になじむかどうかわかりませんけれども、先ほどからお話があるような超高層マンションがずっと建っていった場合、そこの緑化の仕方は、ビル風が割と多くなりますので、緑化の仕方を相当工夫しないと、余り木が育たないというケースも現実に超高層街であるん

ですね。だから、上手にやっているところは非常によく育っているし、その辺については、ある程度テクニカルな話ですから、この審議会のレベルの話じゃないと思いますけれども、緑化をする上では、そういうふうな指導が要るのかなというふうに考えております。

それから、あともう一つ、先ほどお話があった、いわゆる眺望権の問題等で、先に建ったマンションを買った人が後からいろいろいろいろ言うという話は、確かにこれはありますし、私は実はマンションの広告を仕事でつくることもありますので、大体状況はわかるんですけども、要は売るときに、後ほどご説明があると思うんですが、例えば都市マス、マスタープランのようなものだと、このまちがどういうまちになるのかということを、やはりこれは法的に義務づけるかどうかということよりも、せっかく皆さんに新しいまちに住んでもらうんだから、まちを知ってもらうという意味で、事業者に都市マスや何かをちゃんと説明してもらうと。そんなことによって、まちのイメージをきちんと理解して、まちに越してきてもらうということが多分必要なんだろうなという感じがいたします。これは意見でございます。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、四つのうち、後半二つはご意見と理解いたしました、最初の数値の話とくぼみの話をお願ひいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） ただいまの1点目のご質問でございます。19ページでございますけれども、画面に出ておりますけれども、この部分でございます。地区計画での地区面積でございますけれども、1.2ha、これは道路の中心からの面積でございます。道路の半分が入っているということでございます。純粋な敷地面積といたしましては、9,500m<sup>2</sup>でございまして、この中に、一応、地区施設が入っていると。地区施設と申しますのは、この広場とか通路などでございますけれども、一応、カウント上は敷地面積に入ってございます。当然、通路状にしたり、広場にしたり、植栽したり、それは事業者のほうが整備す

るということでございまして、ただ、地区施設として指定されることによって、勝手な処分はできませんよと、こういう制約がかかってまいります。都市計画では、そういう担保をしていくという意味合いでございます。容積率につきましても、この地区施設については敷地面積に入っておりますので、当然、カウントされているということでございます。管理につきましては、マンション管理組合のほうが、この地区施設の管理を行っていくというものでございます。

それから、植栽の関係で、ちょっとコメントさせていただきます。超高層の植栽ということでございますけれども、今回の物件、2-2-A街区のマンションにつきましては、事業者のほうも、企画提案書の中で、いろいろ風のシミュレーションをしてございます。植栽をどこへ植えれば、風の関係とか、いろいろビル風などを防ぐ必要もございますし、ビル風などのシミュレーションも当然行っているということでございます。

○事務局（都市整備部まちづくり推進課長） 2点目の有明北の埋め立てのくぼみということにつきまして、お答えさせていただきます。資料1の17ページをごらんいただけますでしょうか。こちらに、ちょうど先ほどご質問のございました、北側にぐるっと緑の部分があるかと思います。ここが海上公園、公園になるわけでございますけれども、その水際の部分、ここにつきましては、環境に配慮した護岸をつくるという形になってございます。近自然型ブロックということで、これは通称なんですけれども、カニ護岸といいまして、カニが住めるパネルをこの護岸に張ります。そうすると、パネルの裏に泥なんかを入れて、そこからカニが住みつくという形の護岸をまずつくります。それで、このへこんだ部分でございますけれども、ここは潮入り干潟機能を持たせるということで、そういうカニとともに、食物連鎖といいますか、カニを食べにくる鳥が飛来してくるような干満の干潟をつくって、アシなんかを生やして、鳥をそこに誘い込むと。そういうふうに非常に環境に配慮した護岸というご理解をいただければと思います。

以上でございます。

- 会長 ありがとうございました。
- 委員 よろしいでしょうか。ほかに。
- 委員 船着き場をこの辺につくる計画は、今のところはないでしょうか。
- 事務局（都市整備部まちづくり推進課長） 船着き場の具体的な計画というのは、今のところ、まだございません。ただ、今後、どうこうということはあるかと思いますが、今現在、どこにつくるという形はまだ決まってございません。
- 会長 よろしいですか。ほかにご意見、ご質問ございますか。
- 委員 ○○と申します。この地域というのは、今まで当区を中心になって、下水、ちょうどここに有明水再生センター、あと有明のスポーツセンター、それとテニスの森がありますけど、この部分というのは、私が入って調査したときは、地下に5層で地上は平家ということで、このマンションの東側というのはそれなりにもう都市として工夫されて、施設を全部地下に持っています。先ほど眺望の件はありましたけど、今後、北側の開発に当たっては、この辺の当区が今までやってきた成果というのを十分生かせるようなところにしてもらいたいなと。
- それと、また、2-2-A地区の道路ですけど、今現在はできていませんね。今、物流のヤマト運輸があると思うんですけど、あそこは数珠つなぎになって、右折車両が多くなっています。だから、そういったところで、スポーツセンター、それとテニスの森、あと2-2-A地区と、今後、この道路の横断にはかなり危険も伴うんじゃないかと思いますので、そういう施設、これは区じゃないと思うんですけどね、そういう中で、ペデストリアンデッキとか、歩行者の通路というのを十分考えていただきたいと思います。
- 会長 ありがとうございました。
- ほかによろしいでしょうか。大体ご意見、ご質問が出尽くしたと理解してよろしいでしょうか。
- （「なし」の声あり）
- 会長 ということでございますので、今まで、諮問事項1「有明北地区の都市計画について、（1）東京都市計画地区計画の変更、

（2）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」についてご議論いただきました。意見、ご質問が出尽くしたというようござりますので、このあたりでまとめさせていただきます。

今までの拝聴したご意見をベースに考えますが、本案については、妥当である旨、答申いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

○会長

ありがとうございます。賛成多数でありますので、提案どおり決定いたします。

なお、区長あて答申文は、本職に一任いただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、報告事項でございますが、報告事項の1「江東区都市計画マスタープランの改定について」につきまして、事務局よりご説明願います。

○事務局（都市整備部特命担当課長） それでは、私のほうから都市計画マスタープランの改定について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料2をご参照願います。

まず1、改定の状況についてです。江東区は、平成10年3月に都市計画マスタープランを作成いたしましたが、10年以上経過することや、新たな基本構想を策定したことを契機に、おおむね20年後の江東区の将来像を示すため、昨年度、そして今年度の2カ年をかけて改定中でございます。昨年度は学識経験者、町会・区内の団体、公募区民などで構成する都市計画マスタープラン策定会議を中心に検討を進め、中間のまとめを行いました。

詳細は、参考1として添付しておりますので、後ほどご参照ください。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、別紙の都市計画マスタープラン策定の経過と今後の予定についてをごらんください。

平成20年度から策定の方向などの検討を始めました。そして、平成21年度は策定会議での議論のほか、6月には区民3,000名の方へのアンケート、12月には区報やホームページで骨子案の意

見募集を行い、中間のまとめを行ったところでございます。今年度、平成22年度は、この中間のまとめをベースに、地区別のまちづくり方針などの検討を進め、11月には取りまとめてパブリックコメントを行い、平成22年3月までに策定する予定となっております。

お手数ですが、資料2の1ページにお戻りください。

2、地区別のまちづくり方針等についてでございます。区内を6地区に区分いたしまして、区議会や策定会議等に適宜報告の上、策定を進めてまいります。また、ワークショップを実施いたしまして、構想の段階から区民参画により検討を行い、地区別のまちづくり方針に反映いたします。

なお、区民が居住しています5地区におきましては、地区的代表となるような「まちづくりモデル」を設けまして、各地区的資源や課題などを提示しながら、ワークショップでの議論を進めまして、区民視点によるまちづくりのきっかけを創出する試みも実施してまいります。

次に、3、ワークショップの概要についてでございます。飛びまして、（2）現状といたしましては、区民15名程度で構成いたしますワークショップを実施しております。

（3）進め方といたしましては、参加者の自発的な議論を誘導しながら進めるために、区内大学の3人の先生を、中立的な立場で司会進行を行うファシリテーターとして進めております。また、各地区で5回実施する予定でございますが、6月5日土曜日には全体会を、7月上旬には地区ごとに開催したところでございます。

第1回のワークショップで使用いたしました資料は参考2として添付しておりますので、後ほどご参照ください。

最後に、4、今後の予定についてでございます。平成22年11月には、昨年度と今年度の全体案を取りまとめます。そして、平成22年12月にはパブリックコメントを行いまして、平成23年3月に策定を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長

ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○会長

それでは、以上をもちまして、本日の審議案件並びに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第122回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。ご協力、大変ありがとうございました。

午後4時00分閉会

